

特集

学校選択制をご存知ですか？

とやま 市PT連

富山市PTA連絡協議会広報紙 第77号 2007年7月15日発行

平

成二十年度から中学校に入学するさんは、富山市立中学校二十六校の中から入学したい中学校を自由に希望することができます。これが学校選択制です。

- 子どもには選んだ中学校の生徒としての自覚と誇りを持たせよう。
- 保護者は中学校への関心を高めよう。
- 親子の話し合いを深め、よりよい選択をしよう。
- 子どもたちの個性を伸ばし、創意と工夫のある学校づくりを促進しよう。
- 外部評価を受け学校の活性化を図ろう。
- 地域に開かれた学校づくりを促進しよう。
- PTAの立場で、選ばれる学校となるよう協力体制を整えよう。



「学校選択制を考える集い」では会場から多数の質問があり、学校や保護者の関心の深さがうかがわれました

学校選択制が始まります

「学校選択制ってなに」よく保護者から聞かれます。

学校選択制の目的は、児童生徒が希望する学校に入学する事により、自分の個性や特性を活かし、楽しい学校生活ができる制度です。

自分がどんな学校に行く事ができるのかを考えてもう、絶好の機会だと思います。

広報委員会では、保護者の方々に学校選択制について、理解を深めていたくために、今年度の年間のテーマを「学校選択制」としました。

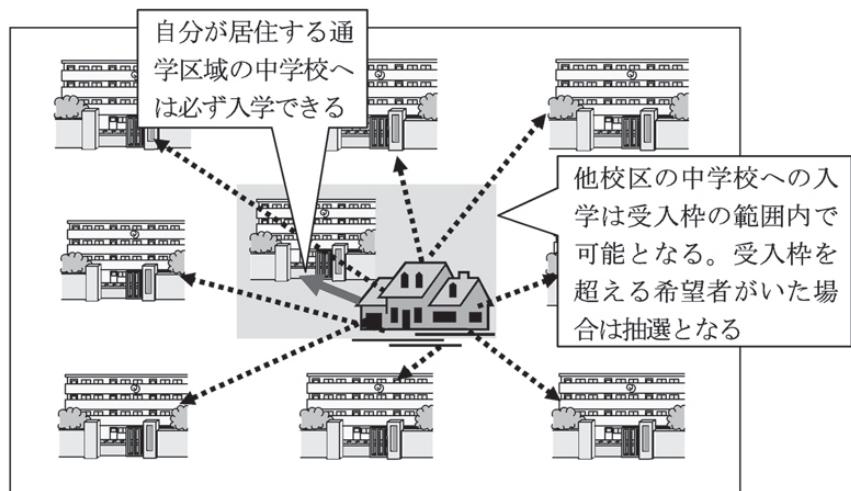
学校選択制の概要

富山市では、平成二十年度の中学校新入生から学校選択制が始まります。現在、新入生は住んでいる住所によって入学する中学校が決められています。

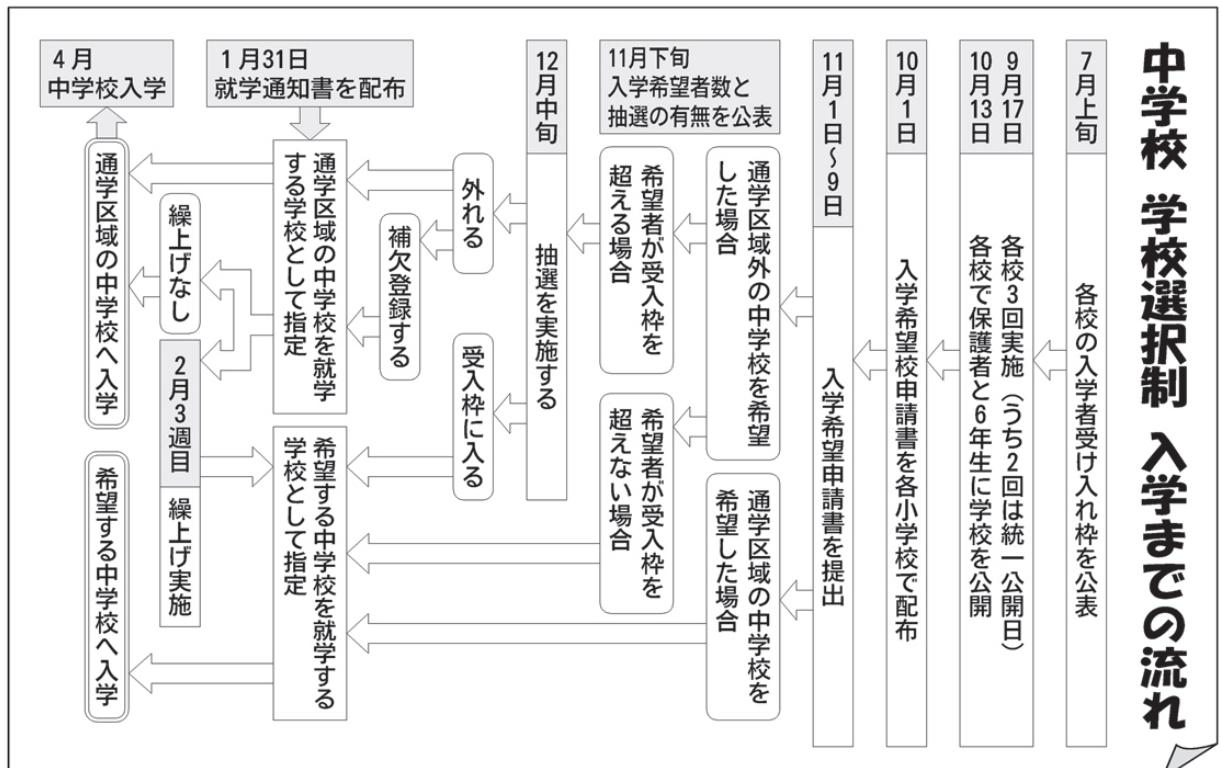
学校選択制は、この通学区域内の中学校を含め、市内中学校全二十六校の中から入学したい学校を希望することができる制度です。

各中学校の受け入れ枠

学校名	受け入れ枠	通学区域外からの受け入れ見込数
芝園	105	33
堀川	347	10
東部	105	18
西部	152	6
南部	190	28
北部	259	32
新庄	270	18
岩瀬	156	5
山室	230	10
奥田	232	10
大泉	70	22
月岡	105	29
吳羽	228	30
水橋	116	6
三成	70	23
和合	140	10
興南	111	12
藤ノ木	114	15
大沢野	190	8
上滝	140	23
八尾	152	25
杉原	76	4
速星	259	8
城山	114	4
山田	20	3
榆原	30	11



中学校 学校選択制 入学までの流れ



学校選択制 Q & A あなたの疑問にお答えします

- Q1** 地元や希望する中学校の様子を見学できますか？また中学校の実情についてどうやって知ることができますか？
- A** はい、九月十七日（月）、十月三日（土）に富山市内一斉学校公開が行われ、同時に学校説明会も開催されます。富山市教育委員会（市教委）から配布されたりーフレットや各校のHPに独自の公開日や行事などが掲載されています。
- Q2** 入学希望校申請書はどのようにして出すのですか？
- A** 十一月一日（木）～九日（金）の間に、在籍する小学校へ封筒に入れて提出してください。提出しない場合は「通学区域内の中学校を希望した」とみなされます。また希望者が受け入れ枠を超える場合には抽選になります。
- Q3** 願書提出後に市内の他の校区へ引越ししました。どうなりますか？
- A** 申請書を再提出できます。
- Q4** 兄姉の通っている中学に通わせたいのですが。
- A** 兄姉が一年生もしくは二年生の場合、抽選なしで入学できます。
- Q5** 双子です。同じ学校に通えますか？

- Q6** 抽選の結果はいつごろわかるのですか？
- A** 十一月下旬に抽選の有無が通知され、十二月中旬に公開抽選が行われます。（その場で結果がわかります。）また、就学通知書は一月三十一日に小学校を通して配布されます。
- Q7** 抽選にもれたら？
- A** それでも希望する場合は「補欠登録」を行えます。補欠者には抽選の際に順位が決められています。入学希望校に辞退者が出了場合、「補欠登録者」の順位上位者より入学の意思を確認し、繰上げが決定されると就学通知書が差し替えられます。
- Q8** 自分の校区の中学校には必ず入学できるのですか？
- A** はい、必ず入学できます。該当する通学区域からの入学生の枠は確保されています。
- Q9** 各校の受入枠は、一律に決められていますか？
- A** いいえ、これは各校の施設の状況と通学区域内の入学生の数など

- Q10** 入学後に別の中学校へ変わることはできないのですか。
- A** いいえ、学校を選択できるのは入学時点だけです。入学以降には原則として他校への移動は認められませんが、やむを得ない場合には市教委の許可を得て他校への転校が認められます。
- Q11** 他校区の中学校へ通学する場合、自転車通学ができますか。
- A** 他校区の中学校へ通学する場合は、保護者の責任と負担において通学させることになります。最終的には各校の規則に従って通学方法を決めますが、自動車通学を認めない学校もあります。
- Q12** 部活の顧問の評判を聞いて、その学校を選んだのに、入学したらその先生が転任してしまった…。
- A** これは往々にして起こり得る事態ですが、部活自体がなくなるわけではありません。がつかりしないで部活に励んでください…。
- Q13** 遠距離通学になるような学校を選択した場合に通学費の補助制度はあるのですか？

から各校ごとに決められます。

- A** 富山市の場合は、現時点では補助制度はありません。あくまで保護者の負担です。

まとめ

平成二十年度の実施に向けて、富山市内の中学校を自由に選択できる学校選択制が施行されました。

既に小学校では六年生の保護者への説明会も開催されています。学校選択制では、ただ単に学校を選ぶだけではなく、地域の活動やPTAの活動がどのようになっていくかも考える必要があります。この機会に、子どもたちと将来のこと、地域のことと話し合ってはいかがですか。

中学校の生徒をもつ保護者の方は、どうすれば自分の子どもが通っている中学校が、魅力ある学校になるか考えてみてはいかがでしょうか。

自由に中学校が選べます

